

の頃之を神前に捧げる。是より先南館及び東館の八神に神酒を捧げる儀があり、畢つて本殿に至り祓除・開扉・神樂を行ひ、次に鶴捕部の鶴を守護して階下に至る時執事と問答をなし、次に鶴捕部は鶴籠を下し、鶴を階下に放ち、再拜して退けば、鶴は自ら内陣に進む。若し進まざれば清祓又は清めの神樂を奏する。内陣では大宮司神の杖を以て鶴を押へ、大總行事を経て執事に附する。執事之を抱いて海濱に至り放すのである。

ウマツリ 鶴祭 謠曲の名。作者不詳。今は何れの流儀にも演ぜられぬ。能登一宮氣多神社で初午の日に行はれる鶴祭に参詣の命を受けた勅使に、垂仁天皇の御宇この神を勧請した大入杵の神主、即ち今は八尋玉殿の神靈が現れて、鶴祭の由来を語り、勅使饗應の爲に舞樂を奏したことを作る。

ウマトリ 馬捕 萬治三年七月家屋敷立引料の定書に、『本座御小人・御草履取・御馬捕給銀七十目』とある。御馬捕は藩侯の召馬及び藩の貸馬の取扱者で、御馬奉行の裁許に屬し、御厩の御仲間とも稱せられた。

ウマノセゴエ 馬の背越 ↓センスイガハナ 千翠々鼻。
ウマノツノ 馬の角 ↓テングノツメ 天狗の爪。

ウマノハル 午の春 一冊。眉山著の發句集で、序も跋もなく、巻初に文鳳の躑躅の畫がある。蒼虬・年緒・卓丈・固來・棹江・車大・鹿古などが見え、文化七年の著であらう。

ウマノリ 馬乗 ↓ウマヤク 馬役。
ウマバシ 馬橋 金澤橋梁記に、『馬橋、古道』とある。此の橋は木揚場なる炭宮川に架

けた橋を呼んだものであるが、橋名の由来は明らかでない。

ウマブギヨウ 馬奉行 御馬奉行は御馬役・御馬醫を支配する。其の初は不明であるが、三田崎孫市・浅野藤左衛門・津田與三郎の三人が萬治以前に勤めたといふから、これが起原でもあらう。其の後金子與左衛門・渡邊清左衛門・篠井權左衛門・篠原大學・西尾三郎左衛門・神尾伊兵衛等が萬治以後寛文年中まで勤め、一人役であつたが、延寶年間北川又右衛門・湯原伊織の勤めてからは兩人役となつた。正徳四年七月十八日井口恒右衛門當役を指除かれ、遠慮仰付けられてから中絶し、割場奉行之を兼帯した。次いで享保九年八月十三日篠原權五郎・村木工右衛門 兩人仰付けられてより又連綿したが、明和九年藤掛十郎兵衛の死後代役を命ぜられず、安永二年今井恒右衛門轉役して亦代りを命ぜられなかつた。

然るに同年御先手物頭大屋武右衛門がそれを兼帯し、安永三年笠間早太の任ぜられてから再び兩人宛連綿した。

ウマブギヨウシハイカチナミ 馬奉行支配歩並 天和中馬醫坂井權兵衛 鈴木藤八・廣瀬清八は御馬奉行支配御歩並であつた。往古伯樂たる者は此の列にあつて、後に御厩方に進んだのであらう。

ウママツリ 午祭 ↓ゴガンジンジ 御願神事。ウマツカ 馬塚。ウマツリ 鶴祭。

ウマハリオツカヒヤク 馬廻御使役 元祿五年八月二十三日高山在番のことあつた時、中村藤左衛門子順が御馬廻御使役に命ぜられ、役料銀二十枚を受けたのが濫觴であらう。六年眞田治兵衛信清・成瀬内右衛門當興・

大久保半兵衛安治・渡邊喜左衛門直政があり、八年に浅井左兵衛成正が命ぜられて亦高山在番となつたが、後追々轉役して享保元年七月に罷んだ。

ウマハリカシラナミ 馬廻頭並 御馬廻頭並は元文五年正月廿一日大規模朝元が命ぜられたに初る。その後天明五年岡田太郎左衛門正諒が任ぜられ、當分町奉行を兼帯したことがある。

ウマハリグミ 馬廻組 平土の中の一組で、本陣に居り、馬上で従軍する制であつた。蓋し戦國時代に於いては小身の士皆大將の乗馬の廻りに扈從したから、遂に馬廻の稱を生じたものらしい。親元記長享二年に馬廻十員と既に見えてゐる。織田氏に於いては大身の人持、小身を馬廻と稱へ、大將に近侍するを小姓と稱したから、その下風に立つ者も皆之に倣つたのである。前田氏に於ける馬廻組の士の姓名の初見は天正十三年末森戦、同十八年八王子戦に於いてである。組數に就いては慶長年間まで詳かでないが、大坂陣の時は六組であつた。萬治年間までは知行百石でも此の組であつたが、その以後は百五十石以上となり、天和二年九月十二組に定められた。百五十石以下のものを加へられることもあるが、それは常例でない。

ウマハリクミガシラ 馬廻組頭 御馬廻組頭は略して御馬廻頭ともいふ。前田利家の頃は天正十四年から湯原八承國信が御馬廻組頭を勤めた。其の後大聖寺役には松平九郎右衛門が勤め、次いで佐藤與三右衛門・原田又右衛門種房等が勤務した。又大坂冬之陣の時

には、一番大塚壹岐・江守半兵衛、二番佐藤

與三右衛門・山下兵庫、三番不破壹岐・吉田頼母、四番岩田勘右衛門・長瀬主計、五番一色主膳・平野彌次右衛門、六番浦與右衛門・大西金右衛門で、此の時既に六組頭十二人であつた。以後連綿し、寛永年中に至り役料知二百石を賜はつた。座列は御大小將頭の次であつたのを、延寶五年三月二日その上列に仰せ付けられた。天和二年九月廿九日十二組に改め、一組に頭一人、番頭・使役共三十人、與力

五騎、足輕二十人内小頭二人・手替二人、頭附小者五人を附けられる規定となつて、役料はやはり二百石であつたが、常には與力・足輕等を屬せられる事もなく、番頭・使役を建て置かれることもなかつた。同年十一月十一日圍取を以て順番を定め、其の時の一番野村伊兵衛、二番坂井與右衛門直往、三番九里覺右衛門正長、四番齋藤中務忠明、五番近藤新左衛門長安、六番津田宇右衛門正重、七番水原清左衛門重保、八番野村與三兵衛重徳、九番篠原六郎左衛門長良、十番一色主膳昌長、十一番富永小右衛門助清、十二番森小左衛門三喜となつた。爾後この制連綿する。

ウマハリクミガシラトウケンソウサダメガキ 馬廻組頭等軍裝定書 一冊。天和二年前田綱紀の命によつて、馬廻組頭から何ひ定めた軍粧の覺書、及び元祿二年更に詳細に規定した箇條等を記したものである。

ウマハリグミセイシジヨウモク 馬廻組誓詞條目 馬廻組の諸士身持心得のこと等九條を、起請文の前書にしたものである。前田治脩の天明五年十二月から、毎月一次支配頭の第宅に於いてこの誓詞に血判せしめる例になつたが、寛政三年よりは血判を止め、